

令和5年第9回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(令和5年11月24日)

召集年月日 令和5年11月24日（金）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和5年11月24日 午後3時00分

閉会 令和5年11月24日 午後3時20分

出席委員（13名）

1番 細川正博	2番 松尾豊（会長）	3番 渡邊典子
4番 岩崎誠一	5番 桑田一広	6番 森和哉
7番 谷口新市	8番 松尾光繁	9番 松井厚雄（職務代理）
10番 早川直助	11番 塩野鐘吉	13番 古池洋子
14番 國久博一		

欠席委員（1名）

12番 小原悟

出席事務局

局長 小西守	次長 門野幸文	書記 藤原昭洋
		林亜久里
		中塚淳子

提出議案

議案第30号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移  
転許可申請審議について

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移  
転許可申請審議について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び  
所有権移転許可申請審議について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び  
使用貸借権設定許可申請審議について

局長 皆さんご苦労様です。  
ただ今から、令和5年第9回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に  
12番小原委員より欠席の連絡を受けております。  
本日の議案について、あらかじめお届けさせていただいて  
おります4議案を予定しております。  
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつ  
をいただきたいと存じます。  
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和5年第9回おおい町農業委員会を招集さ  
せて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、  
ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いた  
だきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長 それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農  
業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしま  
す。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせ  
て頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります  
が、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょ  
うか。

(異議なし)

議長 それでは4番 岩崎委員さんと14番 國久委員さ  
んを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定によ  
る農地の所有権移転許可申請審議について を議題といた  
します。

なお、この案件につきましては、9番 松井委員には、  
おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の  
規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前  
にご意見等ございましたらお願いいたします。

(意見なし。松井委員退席)

議 長            それでは、事務局から報告をお願いします。

局 長            はい、議長。  
議案第30号は、〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏の所有  
する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する  
申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記        はい、議長。  
お手元の資料2ページをご覧ください。  
(議案第30号資料説明)  
申請地は現在、田として管理されており、譲受人である  
〇〇氏が田として営農される計画です。  
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各  
号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長            ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に  
つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりま  
すのでご報告願います。

谷口委員        はい、議長。  
こちらは17日に早川委員と現地を確認いたしました。  
事務局説明のとおり、申請地は現在、田として管理され  
ており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長            ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が  
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長            ご意見、ご質問がないようですので、議案第30号につ

いて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

審議が終了しましたので、松井委員の入室をお願いします。

(松井委員入室)

[日程 3]

議長 日程3 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長  
議案第31号は、〇〇の〇〇〇〇氏及び〇〇の〇〇〇〇氏の共有名義となっている農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長  
お手元の資料5ページをご覧ください。  
(議案第31号資料説明)  
申請地の〇〇〇〇および〇〇〇〇は、譲受人の耕作している農地の隣地であり併せて耕作したいとのことです。今後、譲受人はびわ、梅、柿などの果樹を作付けする予定とのことです。  
許可基準は資料6ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員

はい、議長。

こちらも17日に早川委員と現地を確認いたしました。

事務局説明のとおり、申請地の〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、譲受人の〇〇氏が耕作している隣地農地と併せて耕作されるとのことで、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第31号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

賛成全員でございますので、日程3 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

#### [日程 4]

議長

日程4 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長

はい、議長。

議案第32号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏が住宅を建築するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

お手元の資料8ページをご覧ください。

(議案第32号資料説明)

局長説明のとおり、現在、〇〇のアパートに居住している〇〇氏が、家族で居住する住宅を建築するための転用申請です。

この申請地の農地区分につきましては、〇〇〇〇〇〇から300m以内にあることから、第3種農地に該当します。よって転用可能な農地となっております。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

谷口委員 　　はい、議長。  
こちらも17日に早川委員と現地を確認いたしました。  
事務局説明のとおり、申請地は〇〇〇〇〇〇から300m以内にあり、第3種農地となるため、転用可能と判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですので、議案第32号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 　　賛成全員でございますので、日程4 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものといたします。

[日程 5]

議長 　　日程5 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について

を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第33号は、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地に、息子である〇〇〇〇氏が、住宅の建築及び駐車場として使用するため転用する申請であります。

詳細は、書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

お手元の資料12ページをご覧ください。

(議案第33号資料説明)

局長説明のとおり、借人の〇〇〇〇氏は、貸人の〇〇〇〇氏の息子です。借人は現在、家族と〇〇〇〇に居住しています。

資料14ページのとおり借人は当初、申請地に隣接する宅地内に住宅を建築する予定でしたが、その宅地の東側が狭まっていることと、町道よりかなり低い土地であるため嵩上げが必要なことから、町道沿いに住宅を建築する計画に変更し、当該農地を住宅の敷地と駐車場として使用したいとのことです。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の住宅の建築及び駐車場は、地域住民の必要な施設として集落に接続して設置されるものであるため、転用基準に合致すると考えます。

なお、当該農地の一部を住宅の敷地として既に使用していたとのことで、申請書に始末書が添付されております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

谷口委員

はい、議長。

こちら17日に早川委員と現地を確認いたしました。

事業計画は、土地の造成ではなく周囲の営農に影響はないものと確認しました。また、当該農地は集落内の宅地化している区域にあることから、転用はやむを得ないと判

断いたします。

議 長           ご報告ありがとうございました。  
                  ただいま事務局からの説明と農地委員さんからご報告がござい  
                  ましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長           ご意見、ご質問がないようですが、議案第33号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長           挙手全員でございますので、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものといたします。

議 長           それでは、これもちまして上程した全ての日程を終了し、令和5年第9回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。